

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用料減免（負担軽減）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用料について、下記の区分に該当する場合、保護者からの申請により、それぞれの区分に応じた減免（負担軽減）の適用を受けることができます。

ただし、減免適用がない施設もございますので、詳しくは各施設での事前面談の際にご確認ください。

1. 減免対象世帯、減免金額及び必要書類

区分		減免金額 (児童1人あたり)	必要書類
1	生活保護世帯	上限300円/時間	生活保護受給者証
2	①市町村民税非課税世帯 ②市町村民税所得割合算額が 7万7,101円未満である世帯	上限200円/時間	申請する子どもと生計を同じくする扶養義務者の所得の状況がわかる書類(下記を参照)

2. 申請方法

つうえんポータルでの利用申請の時に、必要書類を添付し負担軽減の申請を行ってください。なお、既に利用認定をお持ちの方が申請される場合は、変更申請を行ってください。

3. 区分2の場合の申請について

(1) 添付書類について

区分2の減免は、申請する子どもと生計を同じくする扶養義務者（父母及び同居（世帯分離含む）の祖父母等）の市町村民税が非課税又は扶養義務者の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である場合に適用されます。なお、扶養義務者の全部又は一部が本年1月1日時点の住民登録が泉大津市にない場合は、その方について対象年度の（非）課税証明書の提出が必要となります。

【算定に用いる市町村民税の対象年度】

- 令和8年4月～令和8年8月利用分：令和7年度の市町村民税で算定
⇒令和7年1月1日時点で扶養義務者の住民登録が泉大津市にない方の分は、令和7年1月1日時点で住民登録がある市町村で課税証明書を取得し提出してください。
- 令和8年9月～令和9年8月利用分：令和8年度の市町村民税で算定
⇒令和8年1月1日時点で扶養義務者の住民登録が泉大津市にない方の分は、令和8

年1月1日時点で住民登録がある市町村で課税証明書を取得し提出してください。

(2) 市町村民税所得割額について

市町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金額控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除が適用される前の金額を用います。

4. 利用料の負担軽減の算定基準年度の切替

(1) 利用料の負担軽減の決定に係る市町村民税の算定については、次のとおりです。

前年9月～本年8月利用分：前年度の市町村民税（前々年1月～12月の所得）で算定

本年9月～翌年8月利用分：本年度の市町村民税（前年1月～12月の所得）で算定

(2) 算定基準年度の切替に伴う負担軽減申請の再申請

市町村民税額により利用料の負担軽減を受ける場合（区分2に該当する場合）、毎年9月に負担軽減の算定基準年度が切り替わるため、すでに負担軽減の適用を受けている場合であっても、変更申請により、利用料の負担軽減申請の提出が必要となります。

なお、年度の切替により、新たに負担軽減世帯に該当する場合も、変更申請により、利用料の負担軽減申請の提出が必要となります。

※申請については、「3. 区分2の場合の申請について」もご参照ください。

※年度切替に係る変更申請は毎年8月25日までにこども育成課に提出してください。

5. その他

(1) おやつなどの実施施設が定める実費については、別途発生します。利用料以外の実費については減免が適用されません。

(2) 変更申請については毎月25日までにこども育成課に提出してください。申請により減免が適用となる場合、翌月分の利用分から減免されます。なお、減免申請当月以前の利用料は減額とはなりません。

(3) 税額更正等により、減免基準に該当しなくなったときは、減免適用開始月に遡り減免となった利用料を施設にお支払いいただきます。